

掛川市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成26年7月4日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 認 定 路 線 表

NO	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	旦付仁丸線	上土方旦付新田字追返 424-1	西大淵字栗平6359-1	
2	小市橋通り線支線	上西郷字加島557-2	上西郷字加島556-1	
3	鰯原環状線	下垂木字鰯原578-1	下垂木字鰯原578-6	
4	鰯原環状線支線	下垂木字鰯原578-1	下垂木字鰯原578-1	